

有料人材紹介に係る契約書

1. 紹介の依頼について

- (1) 委託者（以下、「甲」といいます。）は、本契約期間中、ICS 協同組合（以下、「乙」といいます。）に対して、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件その他希望する求人の条件等（以下総称して「求人条件」といいます。）ごとに、求人条件を明示する文書（以下「求人票」といいます。）を書面または電子メールを利用する方法により交付して、人材の紹介を依頼します。
- (2) 前項の求人条件の内容に、変更、特定、削除または追加（以下、「変更等」といいます。）が生じた場合、「甲」は、書面または電子メールを利用する方法により、当該追加変更等の内容を速やかに「乙」に通知するものとします。

2. 紹介の内容について

「乙」は、求人条件に適合可能性がある人材（以下「候補者」といいます。）のうち、候補者本人に応募する意思があり、かつ、「甲」の社風等求人条件以外の条件を加味して「乙」が適切と判断した人材を、「甲」に対して紹介します（以下、「甲」に紹介した人材を「応募者」といいます。）。

3. 採用選考について

- (1) 「甲」は、「乙」が第2項により紹介した応募者を自ら選考の上、適当と認めた場合には、「甲」の責任において当該応募者を労働者として採用します。この際、「乙」は「甲」に採用選考について適宜必要なアドバイスをを行い、その他の支援を行います。
- (2) 「甲」は、(1)に基づき応募者の採用を決定した場合、「乙」に対して、直ちに採用を決定した事実および理論年収の額を算出する文書を書面または電子メールを利用する方法により交付します。

4. 申込者の義務について

- (1) 「甲」は、「乙」が応募者を紹介した後に、当該応募者について他の手段により応募があった場合には、「乙」の紹介による応募を優先して取り扱います。また、「甲」は、「乙」が紹介した応募者について、既に他の手段により応募があった場合には、直ちに「乙」にその旨通知します。
- (2) 「甲」は、「乙」が応募者を紹介した日より1年間は、当該応募者の選考が終了した後であっても、紹介を受けた応募者と直接連絡を取る場合には事前に「乙」に対してその旨通知するものとします。

5. 労働条件の確認について

「甲」は、第3項(1)に基づき応募者の採用を決定した場合には、当該応募者に対して、労働基準法第15条に基づく労働条件明示書面を「甲」の責任において交付し、「甲」および当該応募者との間で雇用契約を締結します。

6. 差別的取り扱いの禁止について

「甲」は、第3項(1)に定める採用選考の際、「乙」が紹介した応募者を性別、年齢その他の属性により差別的に取り扱いません。

7. 応募者の併願について

「甲」は、「乙」から紹介した応募者が、他企業の求人に応募する場合があることを確認します。

8. 応募書類の作成責任について

「甲」は、履歴書・職務経歴書その他の応募書類は、当該応募者の責任において作成するものであることを確認します。

9. 個人情報の取扱いについて

- (1)「乙」は、「甲」が応募者を選考するにあたって必要と認められる限度において、応募者の氏名、職務経歴等の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を「甲」に対して開示・提供します。ただし、「乙」は、応募者の病歴、併願状況などの求人条件に何ら関係のない個人情報については、当該応募者の事前の承諾を得ない限り、「甲」に対して開示・提供しません。
- (2)「甲」は、(1)に基づき「乙」より提供された応募者（採用に至らなかった者も含みます。）の個人情報を、善良なる管理者の注意をもって秘密として厳重に管理し、採用選考の目的の範囲内で利用するものとし、本契約期間中および契約期間終了後も、採用選考に直接関与する部門の「甲」の役職員以外の第三者に開示または漏洩しません。
- (3)「甲」は、応募者の採用選考業務の全部または一部を第三者に委託する場合は、事前にその旨「乙」に通知します。この場合、「甲」は、当該第三者において個人情報の安全管理が図られるように、自らの責任において、自らが行う措置と同様の安全管理措置を講じます。

10. 求人条件等の開示・公開について

- (1)「甲」は、事前の開示・公開を希望しない旨を指定した場合を除いて、「甲」が求人票に記載した求人条件および一般的に公開されている「甲」の企業情報を、「乙」が候補者を募集するために「乙」が運営、提供または指定するインターネットウェブサイト等において開示・公開することに同意します。
- (2)「甲」は、開示・公開を希望しない旨を指定した場合を除いて、「甲」が求人票に記載した求人条件のうち、すでに募集が終了した求人条件を、「乙」が運営、提供するインターネットウェブサイト等において開示・公開することに同意するものとし、ます。ただし、「乙」は、お客様から当該開示・公開を希望しない旨の指定があった場合、当該開示・公開を速やかに控えるよう対応するものとする。

11. 業務提供先への情報開示について

「乙」は、「乙」と業務提携関係にある人材紹介会社に対し、求人票や会社案内など、「甲」より入手した情報を開示・提供する場合があります。その際には「乙」の責任のもと、当該人材紹介会社が「乙」と同様の義務を遵守するよう、誠意をもって監督します。

1 2. 候補者への開示・提供について

「乙」は、「甲」の企業情報のうち、次に定める情報について、候補者に対して開示・提供することができます。ただし、「甲」が提供する情報のうち、「甲」が候補者に対して開示・提供を希望しない旨を事前に指定した情報については、この限りではありません。

- ① 求人票のほか、「甲」から提供された情報
- ② 「乙」が独自に収集した情報

1 3. 守秘義務について

(1) 「甲」および「乙」は、相手方から秘密である旨明示の上受領し又は開示を受けた情報（以下「機密情報」といいます。）を、本契約期間中および契約期間終了後も、第三者に開示または漏洩しません。ただし、監督官公庁または法令に基づき開示が要請されるものはこの限りではありません。

(2) 個人情報を除き、(1) にかかわらず次のいずれかに該当するものは機密情報にあたらないものとします。

- ① 受領時に、すでに公知であったもの
- ② 開示後、受領者の責に帰さない事由により公知となったもの
- ③ 開示のとき、受領者が既に保有していたもの
- ④ 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
- ⑤ 機密情報を使用することなく受領者が独自に取得したもの

1 4. 違約金について

「甲」は、第4項(1)前段および(2)の義務に違反して応募者を採用し有料人材紹介料を支払わなかった場合、または有料人材紹介料の一部の支払を不当に免れた場合は、支払うべき有料人材紹介料に加えて、違約金として本契約に定める有料人材紹介料の額の2倍に相当する額を「乙」に支払います。なお違約金の算定に理論年収の額が必要となる場合であって、「甲」が当該理論年収の額を明らかにしないときは、厚生労働省の「毎月勤労統計調査」における給与額および賞与額により算出した年収を理論年収の額とみなします。

1 5. 反社会的勢力の排除について

「甲」は、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者をいいます。）に該当しないこと、また暴力的行為、詐術・脅迫行為、業務妨害行為等違法行為を行わないことを、現在および将来にわたって表明します。かかる表明に違反した場合には、異議なく契約解除を受け入れます。

16. 解除について

「甲」および「乙」は、相手方が本契約に違反した場合や本契約を継続しがたいと認められる事由が相手方に生じた場合には、本契約期間中においても、事前に相手方にその旨通知することにより、本契約を解除することができます。

※委任契約、準委任契約、請負契約その他これに準ずる契約に関する求人についても、本契約事項を準用して適用するものとします。

※法規や公序良俗、「乙」の取引基準に反する場合など、「乙」が妥当でないと判断したときには、契約できない場合があります。

17. 有料人材紹介料及び生活サポート料について

「甲」は、第3項(2)に基づき算出された下記の理論年収の額を基準として、有料人材紹介料を「乙」に支払います。

有料人材紹介料	理論年収(※注1) × 30 % + 消費税
生活サポート料	25,000 円/月 + 交通費(実費) + 消費税

(※注1)

理論年収＝月額固定給(※注2) × 12 か月 + 賞与算定基準額 × 前年度実績賞与支給月

(※注2)

月額固定給＝基本給 + 家族手当 + 住宅手当 + 役職手当 + その他諸手当 とします。

通勤交通費、時間外・休日・深夜労働手当等の割増賃金は月額固定給に含みません。

ただし、割増賃金を一律に支給する場合、一律に支給する金額は月額固定給に含みます。

(※注3)

1 年未満の有期雇用契約の場合は契約期間を 1 年間とみなして換算した額を理論年収とします。

(※注4)

生活サポート料については「甲」の希望に応じて対応します。

18. 返戻金制度について

応募者が入社後、明らかに応募者の責による解雇または自己都合により退職した場合、支払った有料人材紹介料の内、以下の金額の返戻をします。ただし、返戻請求は応募者が退職した日の翌月末日までに行なうものとし、翌々月 1 日以降は、理由の如何を問わず、有料人材紹介料の返戻は請求できません。

1 か月以内	有料人材紹介料の 80 %
1 か月を超え 3 ヶ月以内	有料人材紹介料の 50 %
3 か月を超え 6 ヶ月以内	有料人材紹介料の 10 %

19. 契約期間について

「甲」と「乙」との間で成立する本契約の有効期間は1年間とし、下記のとおりとします。ただし、応募者の照会後に、本契約内容の全部もしくは一部が変更された場合、または本契約が終了した場合であっても、当該応募者については紹介時において有効であった契約条件が適用されるものとします。

本契約の有効期間は、西暦 年 月 日 から 西暦 年 月 日 とします。

西暦 年 月 日

受託者（甲）

所在地

会社名

代表者

印

委託者（乙）

所在地

岡山県倉敷市鳥羽 372-24

組合名

I C S 協同組合

代表者

代表理事 菅波 知子

印